

第十九回国 参議院農林委員会會議録第二十三号

昭和二十九年四月八日(木曜日)午前十一時十分開会

委員の異動

三月三十一日委員河野謙三君辞任につき、その補欠として杉山昌作君を議長に...

出席者は左の通り。

- 委員長 片柳 慎吉君
理事 宮本 邦彦君
森田 豊壽君
戸叶 武君

委員

- 佐藤清一郎君
重政 庸徳君
関根 久蔵君
横川 信夫君
上林 忠次君
江田 三郎君
河野 謙三君
網島 正興君
川俣 清音君

衆議院議員

政府委員

- 外務政務次官 小瀧 彬君
農林省農林局長 小倉 武一君
農林省農産局長 平川 守君

事務局側

- 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員 倉田 吉雄君

説明員

- 外務省吹米局長 石井 喬君
外務省参事官 石黒 四郎君
農林省農林課長 林田悠紀夫君
済局肥料課長

本日の会議に付した事件

○肥料取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○農林政策に関する調査の件(農業移民に関する件)

○委員長(片柳眞吉君) それでは只今から農林委員会を開会いたします。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めます。それでは只今の件は次回以降におきまして政府当局から補足的に説明を聞いた上で、これは成規の手続で資料を

要求しておりますから、その線に沿いまして御相談を願いたいと思いま

○委員長(片柳眞吉君) 次に、肥料取締法の一部を改正する法律案を議題に

本法律案は衆議院議員綱島正興君はか二十四名の提出にかかるものであり

時におきましては五万トンしか売れなかつた化成肥料が、八十万トンに今日

きまして、作物の關係から行きまして如何なる配合肥料が適當であるか

○森田豊壽君 肥料取締法の一部を改正するこの法律案が議員提出いたしました

簡易な方法であり、又各府県の取締上から行きまして、又この取締法を改正

この「農業協同組合又は個人」とあり

抜いて頂きたいと、こう私は考えるのです。この点に對しまして、衆議院のほうの綱島さんが代表的にいろいろ御協議下さつたのでありますから、これに對しまして一つ御意見を承りまして、參議院のほうでもそういうふうにできればそうしてもらうほうがいいんじゃないか。私はどこまでもそうしたほうがいいと信じておるのでありますから、どうかこれに對する一つお考え方を聞かして頂きたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 御質疑の御趣旨は誠に御尤もと存じますが、この提案いたしましたときの事情から申上げますと、個人ということを入れましたわけには、協同組合員の中にも時に部落等の実行組合等が特殊な、他に別に肥料を持ちながら配合を変えなければならぬ、というような場合に、実行組合が単位になつてやるといふようなときに困りはせんかというふうな考え等もございまして、その他又その土地で善良に商売をして来た個人というふうな人たちのことも多少考えたりしていたしましたのであります。成るほどお話を伺いますと御尤もな趣旨のようにも考えられますので、そこであらかじめこちらに伺います前に、參議院の御意向を大体漏れ承わつておりましたので、非公式ではございまして、大体各党の御意見を致しましたところ、參議院がそういう御意向であれば、大体はまあそれで持つても大して差支えないんじゃないか、多少各党の政調会とか、何とかいうものにはいろいろ意見もあるかも知れんけれども、そう大した障害が起らんのか、やなからうかというふうな線まで大体各党の御意向が伺えましたようでございます。

すから、強いて提案者としては、御修正下することが、どうしてもこの提案の趣旨に反するとまでは考えておりませんことをお答え申上げます。

○上林忠次君 これは私長くここに出席してございまして、この問題に對して十分な御意見を聞いておりませんが、この町村を区域とするやつを県にしたらどうか、ごさいいますか。そういうふうな御意見は出ませんでしたか、衆議院においては……もう少し掘り下げたらどうか、区域を郡とか、県とか。

○衆議院議員(綱島正興君) いや、実はそういう意見は余り出ないこともなかつたのであります。主たる目的は、まあ県を区域とするほどのものなら、農林大臣の許可を受けても必ずしもそう大したことはなからうと思われましても、第一これは日本は山間部落が非常に多い、従つて村外或いは村内においても、部落内でおの／＼土質、気象が違ひますので、それに順応する建前で一つ登録を変えて行こうという考え方が主になつておりますので、そういうふうな意見は余り出なかつたのであります。

○上林忠次君 こういうふうな場合があるんじゃないですか、これは部落ごととに相当土質も違ひ、いろんな自然条件が違ひ、これに適応した、作物に適応した肥料をうまく作つて行こうというので今回これが修正がなされようというのですが、県の協同組合の配合所、これを使つて、實際は部落だけでも、部落或いは町村ごとに献立の変わった肥料を作る、作る所は、県でまとめてやるというときには県の協同組合の配合所を使う。そういう都合になりますと、区域は町村であり、部落であり

つても結局これでは又いかにんじやないか、この改正では農林大臣の許可を得なくちやならんことになるんじゃないですか。そうなりませんか。

○衆議院議員(綱島正興君) 県といいたしますときには勿論仰せの通りでございますが、もう一つ考えて頂きたいことは、例えばこういうことをやるに、特殊な低利資金のいわゆる農林公庫の融資を受けるとかいうふうな対象等のごも当然これは起つて参ると思つたのですが、そういう場合に、県全体としてやるよりは、実際はそこに都合いいように、そこに合うように考えて行くことが妥当であらうというので、それに主力が置かれて、改正の趣旨がそこにあつたもので、勢い広い範圍の県というふうなことは余り考えてみなかつたわけでありまして、そして又実情から申上げまして、県となることやばりな／＼捕捉しがたい、割合に気象風土が同一じやなからうかと思われるような新潟県のごときものは、或いはとらえられるかも知れませんが、この山間地帯のような所はなかなか困難じやなからうか、實際上非常に困難じやなからうか、こう思うのであります。

○上林忠次君 先ほどお話の出ました個人の業者には許さんでもいいじやないか、新しい改正法を適用しなくてもいいじやないかという御意見も出ておりますが、協同組合じやなしに、先ほど出ました部落で共同でやる、又町村ごとで、協同組合でなしに申合せの組合というものがあつたのです、民法上は協同組合に委託したらいいわけ

すけれども、個人にも委託できるじやないか、若しも値段が安いなら個人のほうに頼もうというところもあると思つて、そういうふうな場合には個人というものは残してもらつたほうがいいのであります。

○衆議院議員(綱島正興君) それは私も従来案を修正して頂く意味においてお願いするわけじやありませんが、修正して頂いても別段非常な障害は衆議院で起らんでしようということをお申上げたわけでありまして、お説のようなことも起らうかと思つたので、実はこちらに出ます前に各党で協議をいたしましたけれども、今のような実行組合などとするような場合には、まあ農協の代行としたらいいじやないか、もう一つ不便が起ります問題はないか、小さいときは別ですけれども、少したくさんの金を借りたり何かする場合には、やはり公庫の建前からみて、これは協同組合を単位にしておくほうが融資の關係が楽じやないかというところが一つあるわけですね。だからそれはまあ協同組合内の代行行為で救助されて行きやしないか、こういうことに大体落着いて、そういうふうな回答をして、こつちに出で参りましたわけでありまして。

○上林忠次君 どうも私はこの個人というものは残してもいいような気がするのですが、これは全体の意向を聞いておりませんが、私個人の意見ですけれども、そういう任意の集合体、こういうふうな連中に対して個人を残したほうがいいのか、それとも一つ、これは誰に問うたらいのか、こういうことが衆議院で出まらなかったか。今の取締法ではパーセント

が、酸性分を合せて何パーセント以上でなければ取締対象と申しますか、肥料製造を許さん、こういうふうな規定があると思いますが、こういうふうな規定があるために一〇%か、何パーセントか、酸性分を合せてこれ以上なければならぬ、こういうことになりまして、地方によつては格安の肥料、少少パーセントが落ちてそれで使つて行こうというふうな問題がある、この限界パーセントを超さないといふことになりまして、その肥料が背定されない、こういうふうな問題があるのじやないか。

○委員長(片柳眞吉君) 今の上林委員の個人の意見に關連して、提案者から申すか、そういうものを認められる意味で個人を入れることが……

○衆議院議員(綱島正興君) 最初そういう考えだつたのです。

○委員長(片柳眞吉君) とところが肥料取締法でそういう任意組合とか、実行組合というものが、これが取締法の対象の業者と、こう言えるかどうか、これは農林省の説明をこの点は聞きたいと思つたのですが、この任意団体というのは業者と言えないのじやないか、そうすれば個人を入れても結局任意組合なり、実行組合というふうなものは個人と入れても実際上はこれは肥料取締法の対象にならないのじやないか、こういう疑問を持つので、これは農林省の実は説明を關連して聞きたいと思つた。

○政府委員(小倉武一君) 部落などで農家が共同して配合をやる、こういう場合には、やり方によりまして取締りの対象になる場合とならん場合とがあ

るが、酸性分を合せて何パーセント以上でなければ取締対象と申しますか、肥料製造を許さん、こういうふうな規定があると思いますが、こういうふうな規定があるために一〇%か、何パーセントか、酸性分を合せてこれ以上なければならぬ、こういうことになりまして、地方によつては格安の肥料、少少パーセントが落ちてそれで使つて行こうというふうな問題がある、この限界パーセントを超さないといふことになりまして、その肥料が背定されない、こういうふうな問題があるのじやないか。

ると思ひます。ただよそから買つて来て、そうして農家に売るといふ形をとつて継続的にやれば、これは業者として引つかりますが、農家が銘々買つて来たものを共同作業みたいな恰好で配合して又それを配る、こういう形でありませうれば、これは業としておりませんからかからない、私はそういうことじやないかと思ひます。

○上林忠次君 とういうような場合があると思ひます。品物を皆持寄つて、ただ配分だけを業者に頼むという場合がある。そういうような場合はやはりかういつたような規定にないと、ちよつとそれはできない。

○政府委員(小倉武一君) 肥料の配合をやる業者がございまして、若干の農家がそこに委託するということになります。肥料の配合を業としておりませうと、委託を受けることを継続的にやつておられますと、やはり取締りの対象になるわけでございます。

○上林忠次君 とういうような場合を考へますと、個人ということを入れてもらつたはうがいいのじやないかと考へるのです。これに対して御意見を承りたい。そういうような場合はどう考へられますか、やはり個人として入れておいたほうがいいのじやないか。

○委員(片柳吉吉君) それはどうでしょう。衆議院としてはさつき非公式にお話があつて、これは通過してこちらへ来たので、それは最後の採決なり、討論等でお述べ願つたらどうでしょう。

○河野謙三君 提案者の一つ伺ひたいのですが、私考へますのに、提案の趣旨は、現行法のすべて農林大臣の認可を要するといふこの実情に副わない煩

瑣な手續をもつと簡単にするということが大きな狙ひですが、その精神は、現在農村に横行している不当に高い化成肥料であるとか、或いは不正な配合肥料であるとか、こういうものに対して農家みずからの手によつて防衛する、これに対して便宜を与える、これが一つの提案者の趣旨だと思ひますが、そういうふうな解釈してよろしいと思ひますか。

○衆議院議員(綱島正興君) 勿論只今のようなことに非常に刺戟されておられますのでありますから、不当な利益をとられることは困るといふことは最も大きな理由の一つでございますし、それからもう一つは、特にこういふふうな法律を作り出すことは、自家用だけでそれを共同購買をしまして、そうして共同に分配をいたしまして、農村の実情としては非常に資金に困りますので、すから、法案を出せば、これはこういう仕事をすることは公庫の貸出の対象にもなると思ひますので、金繰り等のことも考へて與は提案いたしましたようなわけでございます。

○河野謙三君 とういふことが、提案者の氣持になつて考へました場合の考へ方と一致しているのですが、そうすると、不当に高いものとか、不正な肥料といふものはどこから発生するからと、これは協同組合の系統から発生してないのです。いわゆるこれは商人系統から、若しあるとすれば、商人でも善良な商人はあります。これは大方の商人は善良です。併しいづれにしても不当に高いものとか、不正なものといふものは対象が商人ですね。

私はそれは全購連の系統にはないと思ひます。そうだとすれば対象は一部の商人である。その方面から発生して、これに対しての防衛態勢が今度の法案によつて作られるわけですね。かういふことになると、今上林君が個人のことであるという御意見が出たか知らんけれども、この法律に単位農協又は個人、この個人といふのは私はおかしいと思ひますが、強いて個人といふ名を入られたのはどういふわけでございますか。

○衆議院議員(綱島正興君) 個人といふものをいれたいわけは、先ほどちよつと申上げたのであります。農協に至らざるものであり、これは個人の資格で、それで実行組合等が、それじや自分だけかといふと、いや私にも、実行組合はあなた方の実行組合の範囲じやないから、その肥料は私のほうにも分けてくれといふことである、隣りの実行組合の有志からそういうことも起り得ますので、そういうこと等のこともいふる考慮いたしましたして、必ずしも協同組合だけとせんはうがよくないかといふような点もあつたり、いま一つは自由競争の線を保持したほうが、一面協同組合だけのもう保証されておるのだから、又却つてものを安くする上に、も刺戟になりやせんかといふ点も考慮いたした、かた／＼でいたしたわけでありませうが、先ほど衆議院の一部において、必ずしも個人を入れることは面白くないじやないかといふ御意見があるといふことも伺うのであります。大体衆議院のほうではこの個人といふことを強いて支持するといふふうな意向はあまり強くございません。

そこで衆議院が御修正になれば、衝突して固持して行こうといふような考へは別にごさいますので、事情はそういう事情でございますが、まあ皆さんが然るべく御審議を願つて結構だと存じておるわけでありませう。

○河野謙三君 まあさうに御了解願つておればいいのですが、私はもう一遍個人の問題で私の見解を改めて御相談いたす機会があるかと思ひますが、この際申上げておきますが、いわゆる経済に困窮なし、商人の場合に協同組合と違つて一町村単位といふものはあり得ないのですよ、商人の場合には……これは商人の場合には活動範囲は限定できないわけですね。でありませうから、商人の場合をかういふ形で個人を入れるならば、郡運とか、果運といふものも同じ対象に私は考へなければいけません。じやないかと思ひます。そういう意味合からいつてもこれは是非一つ御再考願ひたいと、こう思ひます。

それからその次に伺ひますが、これによりますと、たしか施行期日を六十日か開をおいておられますが、どういふわけですか、なぜ施行は即日施行にしないのですか。

○衆議院議員(綱島正興君) これは大體行政機関の整備をする、登録する、いろ／＼な手續や何かに対する機関を揃えたり、技術員を試験する、技術設備をしたりいろ／＼なことがあると、いふことで一定期間を設けた、それだけの標準でございまして、別にその何かありませんが、こころが妥当じやないか、かういふようなわけでありませう。

○河野謙三君 これは一つ農林省から事務的の問題で、すから御説明願ひたいのですが、私はこれはどうしても六十日とか、三十日、仮に三十日にしても、その事務が了解に苦しむのですよ。同時に現在、今の取締法規から見れば一つの盲点を御いて、一つの合法的なまあ脱法行為といふものが各所で行われておる。それは綱島先生も御承知のように、農家が今協同組合に委託配合、委託加工の名において現実に単位農協あたりで配合をやらせておる。だが現在の法規から行けば、それが禁じられておるから委託配合といふことでやらせる、かういふものがこの法律が通ることによつて堂々と明るみに出て、直ぐにもやりたいわけですね、でありませうから、そういう方面は、農村の側から見れば法律が通ればその翌日からやる、ところが受入側のほうの行政事務のほうで即日といふことに行かないといふことになれば、私はそれを十日か、十五日で十分私は態勢を整うと思ひますが、農林省の検査のほうのかたも見えておられますので、どういふわけがこの提案者のほうに六十日の猶予期間を置かなければならぬといふように、かういふ説明をされたか、これは一つ農林省から御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) この六十日の期間でございまして、これは勿論絶対的に六十日という厳密な計算があるわけではございませんが、ただ一つはこれまで農林単位と申しますか、基準と申しますか、或いは肥料の検査をやつておつた仕事が県庁に参りますわけでございますので、その間の仕事の段取り、それから手数料等に対する限度を定める政令を作つたり、或いは政令

に基いて各地方で検査の規則を作りまして、その辺の取りきめをするといつたようなことに時日を要するだらうと、こういうことですか。

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 御承知の通り、これは大変な種類、数種を配合するということでは相場の価格に上りますので、成るべくならばただか、若しくは非常に安いものにするほうがいいと思ひますが、但しこれは

て、新しい項を立てまして、新規の事業としてやるといつたほどまで十分に資金的な措置はできておりません。そこで取りあえずといたしましては、二十九年度におきまして、共同施設の予備の中から若干でも出して、取りあはずの模範的な施設を作つて行くといつたような恰好でやつて行つたらばと思つております。償還なり利子につきましては、一般の共同施設でございませぬので、ほかの例もございませぬが、そういうことで十分償還ができるようには考えますが、利子につきましては、一般の共同施設と同じように七分五厘と考へております。

○河野謙三君 七分五厘という利子は安いのではありません。ただ考へてもらわなければならぬのは、小配合設備を作つて、その設備が一年間にどのくらい稼働するということを考へました場合に、これは普通の商業資本という場合に違つて、年間を通じて二百日も三百日も稼働しないのです。非常に稼働率が低いのです。従いまして金利が七分五厘ということは一一般の経済界から見れば安いのではありませんけれども、今度の部落の小配合、村の小配合というものは稼働率が非常に低いという前提に立つて考へる願わんと、これはちよつと間違つたのです。同時に償還も普通年間を通じて稼働率が非常に高い場合には七分五厘の金を借りて二年や三年で平気で返せる。併し今申上げましたような事情でありますから、これを四年とか、五年とかいうような短期間で償還をしろというふうなことであります、却つてこれは金利その他償還のほうに追われて、配合の原価というものが高くなる虞れがある。そういう点

は提案者のほうも十分農林省のほうには強く条件が付いていると思ひますけれども、この点はこの法案の審議に當つてもう少し私は農林省からこの法案が通つたときには、資金はこういうふうに出すと、金利はこうなる、償還はこうなるというものが私はなければならぬと思ふのですが、まだ農林省ではコンクリートされてないのですか、これを一つ伺いたいと思ひます。まだきまつておりませんか。

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 大体公庫の通例の貸出の線で、いわゆる特別融資程度で取まつたらという希望を持っておりませんが、まだ政府にその点で折衝をいたしたことはございませぬ。希望といたしては、大体特別融資の線程度で願つたらというふうな考へていられるわけでございます。この際経済局長にその点腹案があつたら御説明願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 七分五厘という利子は安いのではありません。ただ考へてもらわなければならぬのは、小配合設備を作つて、その設備が一年間にどのくらい稼働するということを考へました場合に、これは普通の商業資本という場合に違つて、年間を通じて二百日も三百日も稼働しないのです。非常に稼働率が低いのです。従いまして金利が七分五厘ということは一一般の経済界から見れば安いのではありませんけれども、今度の部落の小配合、村の小配合というものは稼働率が非常に低いという前提に立つて考へる願わんと、これはちよつと間違つたのです。同時に償還も普通年間を通じて稼働率が非常に高い場合には七分五厘の金を借りて二年や三年で平気で返せる。併し今申上げましたような事情でありますから、これを四年とか、五年とかいうような短期間で償還をしろというふうなことであります、却つてこれは金利その他償還のほうに追われて、配合の原価というものが高くなる虞れがある。そういう点

は提案者のほうも十分農林省のほうには強く条件が付いていると思ひますけれども、この点はこの法案の審議に當つてもう少し私は農林省からこの法案が通つたときには、資金はこういうふうに出すと、金利はこうなる、償還はこうなるというものが私はなければならぬと思ふのですが、まだ農林省ではコンクリートされてないのですか、これを一つ伺いたいと思ひます。まだきまつておりませんか。

○河野謙三君 最後は一点提案者に伺ひたいのですが、この貸付けに當りまして損失補償を何らかの形で処置しなければいかんということをお考へになつておりませんか。御承知のように、従来例えば家畜導入にいたしましては、すべてのものが資金を出すと、例えば優良の組合でなければ出せない。これは金を貸すほうは当り前です。併し本来こういう資金の欲しいのは、例えば肥料の場合ならば、協同組合が非常に不振である、商業資本によつて荒されてはいる。而もこれが不正不都合な高い価格のものが横行しておる。こういう村にこそこの施設が欲しいのです。ところがいよ／＼資金の貸付けに當りませぬ、そういう協同組合に対しては公庫なり中金というものは不振組合と稱して金を出さないわけなんです。それで優良な組合にだけどん／＼金が流れる、こういうことにならなわけです。でありますから、提案者が狙つておられるところと、実際に実施に當つて本當にこの金が流れるところとはおおよそ違つたところに行く。これはどうしてか、家畜導入をやりましたも、最初の二年くらいはそれで失敗したので、遂に本年でしたか、損失補償の案を出して、私の言つたような結果を是正したわけでありませんが、肥料の場合にはもつとその弊害が大きく出て来ると思ふ。こういう問題についての提案者の御見解を伺ひます。

○衆議院議員(綱島正興君) 御承知の通り、これは大変な種類、数種を配合するということでは相場の価格に上りますので、成るべくならばただか、若しくは非常に安いものにするほうがいいと思ひますが、但しこれは

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 御承知の通り、これは大変な種類、数種を配合するということでは相場の価格に上りますので、成るべくならばただか、若しくは非常に安いものにするほうがいいと思ひますが、但しこれは

○河野謙三君 最後は一点提案者に伺ひたいのですが、この貸付けに當りまして損失補償を何らかの形で処置しなければいかんということをお考へになつておりませんか。御承知のように、従来例えば家畜導入にいたしましては、すべてのものが資金を出すと、例えば優良の組合でなければ出せない。これは金を貸すほうは当り前です。併し本来こういう資金の欲しいのは、例えば肥料の場合ならば、協同組合が非常に不振である、商業資本によつて荒されてはいる。而もこれが不正不都合な高い価格のものが横行しておる。こういう村にこそこの施設が欲しいのです。ところがいよ／＼資金の貸付けに當りませぬ、そういう協同組合に対しては公庫なり中金というものは不振組合と稱して金を出さないわけなんです。それで優良な組合にだけどん／＼金が流れる、こういうことにならなわけです。でありますから、提案者が狙つておられるところと、実際に実施に當つて本當にこの金が流れるところとはおおよそ違つたところに行く。これはどうしてか、家畜導入をやりましたも、最初の二年くらいはそれで失敗したので、遂に本年でしたか、損失補償の案を出して、私の言つたような結果を是正したわけでありませんが、肥料の場合にはもつとその弊害が大きく出て来ると思ふ。こういう問題についての提案者の御見解を伺ひます。

○衆議院議員(綱島正興君) 只今のよう資金源が非常に高うございまして、これはもうすべての産業に致命的な悪影響を及ぼしておられますので、この

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 御承知の通り、これは大変な種類、数種を配合するということでは相場の価格に上りますので、成るべくならばただか、若しくは非常に安いものにするほうがいいと思ひますが、但しこれは

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○河野謙三君 最後は一点提案者に伺ひたいのですが、この貸付けに當りまして損失補償を何らかの形で処置しなければいかんということをお考へになつておりませんか。御承知のように、従来例えば家畜導入にいたしましては、すべてのものが資金を出すと、例えば優良の組合でなければ出せない。これは金を貸すほうは当り前です。併し本来こういう資金の欲しいのは、例えば肥料の場合ならば、協同組合が非常に不振である、商業資本によつて荒されてはいる。而もこれが不正不都合な高い価格のものが横行しておる。こういう村にこそこの施設が欲しいのです。ところがいよ／＼資金の貸付けに當りませぬ、そういう協同組合に対しては公庫なり中金というものは不振組合と稱して金を出さないわけなんです。それで優良な組合にだけどん／＼金が流れる、こういうことにならなわけです。でありますから、提案者が狙つておられるところと、実際に実施に當つて本當にこの金が流れるところとはおおよそ違つたところに行く。これはどうしてか、家畜導入をやりましたも、最初の二年くらいはそれで失敗したので、遂に本年でしたか、損失補償の案を出して、私の言つたような結果を是正したわけでありませんが、肥料の場合にはもつとその弊害が大きく出て来ると思ふ。こういう問題についての提案者の御見解を伺ひます。

○衆議院議員(綱島正興君) 只今のよう資金源が非常に高うございまして、これはもうすべての産業に致命的な悪影響を及ぼしておられますので、この

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○衆議院議員(綱島正興君) 御承知の通り、これは大変な種類、数種を配合するということでは相場の価格に上りますので、成るべくならばただか、若しくは非常に安いものにするほうがいいと思ひますが、但しこれは

○河野謙三君 それにしてもこの六十月はちよつと長いじやないですか、飯に議員のかたが非常にこの改正の必要を認めて、提案者として審議を非常に急いでやつておられるのは、できれば一日でも早く間に合わしたいというのが提案者の気持だらうと思う。これが通つて六十日とすると、どのようにして春に間に合わせるか、秋には間に合うが春には間に合わない、これはどういう提案者の気持ですか、農林省の事務担当のかたの考え方が非常に食違ひがあると思ふ。同時に今手数料の話が出たが、私はこれは提案者についてお願いしたいが、手数料は、あらゆる農村に奨励をしていられるその農村に対する政府の考え方からいって、僅かな配合の認可の手数を千円、五百円取つてもどうなるものでもない、これは要は私は無手数料にしてみたいと思ふ。県の財政に影響があるわけではない、取つたのだらうということはないのであるから、又そういうことをきめることに県会で条例を一つ作るとか、いん／＼手続上の問題が起るの、いつそのこと初めからこういうものは手数料はないというに私はして頂きたいと思ふが、提案者のほうのこれに対する一つ見解を伺いたい。

○河野謙三君 最後は一点提案者に伺ひたいのですが、この貸付けに當りまして損失補償を何らかの形で処置しなければいかんということをお考へになつておりませんか。御承知のように、従来例えば家畜導入にいたしましては、すべてのものが資金を出すと、例えば優良の組合でなければ出せない。これは金を貸すほうは当り前です。併し本来こういう資金の欲しいのは、例えば肥料の場合ならば、協同組合が非常に不振である、商業資本によつて荒されてはいる。而もこれが不正不都合な高い価格のものが横行しておる。こういう村にこそこの施設が欲しいのです。ところがいよ／＼資金の貸付けに當りませぬ、そういう協同組合に対しては公庫なり中金というものは不振組合と稱して金を出さないわけなんです。それで優良な組合にだけどん／＼金が流れる、こういうことにならなわけです。でありますから、提案者が狙つておられるところと、実際に実施に當つて本當にこの金が流れるところとはおおよそ違つたところに行く。これはどうしてか、家畜導入をやりましたも、最初の二年くらいはそれで失敗したので、遂に本年でしたか、損失補償の案を出して、私の言つたような結果を是正したわけでありませんが、肥料の場合にはもつとその弊害が大きく出て来ると思ふ。こういう問題についての提案者の御見解を伺ひます。

○衆議院議員(綱島正興君) 只今のよう資金源が非常に高うございまして、これはもうすべての産業に致命的な悪影響を及ぼしておられますので、この

点についてはできるだけ努力をいたしてみたいと思っておりますが、ただこの法案を出す準備中に、それじや資金の手当が或いはそのうちの一部の保証制度が立つようにならざるを得ないかというお尋ねでございますが、その点はまだできておりませんが、できるだけ努力をいたしたいと存じております。

○衆議院議員(川俣清吉君) ちよつと関連して御説明いたしたいと思ひますが、私どもがこの法案を出すに至りましたのは、現に行われております適地に適肥、それに対する適当な肥料を農家のために便宜にいたしたいというところから法案を提出するに至つたのでありますから、河野委員も御承知の通り、こういうことが行われておりますものの、まだ農民の間に十分な肥料知識が徹底しておらなかつたり、又指導が十分行き届つておらない点もありませんので、先ずこういう点を突破いたしまして、然る後に順次指導の面から適肥をいたさなければならぬと思ひますので、そこで余り十分なことをいたしまして、これはむしろ無理に配合肥料を作るといふようなことの弊害が起きないとも限らないと思ひます。これは河野委員十分御承知の通り、相当進んだところもありませんので、やはりこゝ一、二、三年の、こういう法案が出ましたために促進をいたします、それに伴うような指導員並びに準備がやはりできることが望ましいことだと思ひますので、融資についても、又設備融資についても、いづゆる保証の問題につきましても、こういう準備態勢というものを指導してから考へ

て行くほうがむしろ妥当ではないかと考へられますので、全く河野委員の主張は、私どもは全く同じなのですけれども、肥料というものは農家に与える影響が非常に大きいために、むしろ取急いでやつたための失敗というふうなことも考慮に入れなければならぬという点も考へておられますので、将来は河野委員のおつしやる通りにしなければならぬ、或る程度の準備が必要ではないか、こう考へておられますことを附加しておきます。

○上林忠次君 先ほど申上げました取締法で、肥料の關係という、成分の限度というものがいかどうかというところを、折角のいい改良ができましたも、規定の改正ができましたも、その土地の条件に即した肥料はできないんだという、割安の肥料ができないんだということになると思ひます。何パーセント以下の肥料は肥料として認めないというふうなことになるかと、いい肥料がある、これとこれと混ぜようじやないか。配合しようじやないかということになりまして、これは肥料規定で限度があつてそれ以下だから駄目だということになると困るのじやないかと思ひますが、これは農林省のほうからお答え願ひたいと思ひます。そういう限度はあるのですか。

○政府委員(小倉武一君) 勿論登録をされる肥料につきましても、そういう各種の肥料の保証成分というものがございまして、その保証成分の最低基準は農林大臣の告示でございまして、○上林忠次君 それではその限度を下るしてもらわなければ、折角のいい改正が十分効果を發揮しないと考へるのですが、この際一緒にこれは私のほう

の委員会でもやる問題ですが、衆議院のほうでもそういうことがこれまで問題になりませんでしたか。どうですか。

○衆議院議員(綱島正興君) いや、なつておりません。特別な場合だけは自家用を配合して頂くということではないじやないですか。どれだけの成分を特に下げるといふやつは自家用の配合、共同配合ということでは……

○上林忠次君 例へばこういうようなことがあるのです。規定の成分を出すために折角安い過燐酸があるのに重過燐酸を使わなければならぬ。それをやらないと成分にならないので、高い肥料を混ぜ合せるというふうなことを聞いたことがあるのです。この際この町村単位の配合に限つてはいいじやないか。そういうふうな限度を低下してもいいじやないかという気がするのです。

○衆議院議員(綱島正興君) それは結局は自家用配合でやつて頂くよりないのじやないか。そういう特殊の場合だけはそれで救つて頂かんならんのかという。一般の法規として、どちらか進めようとして適格性を持つようならんのだんよくして肥料の品質や何かからだんだんよくして行くほうが肥料行政としてはいいのじやないですか。

○上林忠次君 私は先ほど話しておりましたように、県単位ぐらいまで上げようなことから個人ということも許したらいじやないかというふうなことも話したので、町村単位ということになりますと、要するに個人なんか、町村単位の個人業者というのはないのですから、問題もありませんけれども、そういうふうな広い区域まで拡げてもらいたいというのを考へておるのではありませんか。これは私がこのデイスカッションを余りやつておられないので、思ひ付きですが、相当今の肥料の成分、これを動かさん限りは折角これをやつても大した我々が考へておるような便宜の処置が講じられないのじやないかと考へるのですが、これはまあ私の意見になります。

○委員長(片柳眞吉君) 私から最後……個人をとれという御意見が大體多いような話ですが、衆議院としてはつきり筋を通しておく必要もあると思ひまして、河野さんがちよつと触れられた点ですが、農協のほうは市町村の区域内しか配給ができない、個人になれば觀念としては他府県にも売れる、要するに不特定多数人に売れるわけですから、そういう關係から都道府県知事の登録には適さないという、これは頗る觀念論、體裁論になります。そういうふうな理解をして行きたいと思ひますが、個人であれば同境がないので不特定多数に売れるのだ、そうならば他府県の農家にも売るといふこともこれは想像できるのですけれども、私は體裁論としてはそういう点からも個人を抜くことがいいのじやないかというふうな感じが一つと、それからもう一つ議論を發展して行きますと、今上林委員の質問に関連して来るのですが、都道府県知事の登録であれば県単位までの農協はいいのじやないかという議論が、これは觀念的には出て来ると思ひますが、以上の二つの点につきましてもお答えが頂ければ結構と思ひます。

○衆議院議員(綱島正興君) 實は個人

○委員長(片柳眞吉君) ちよつとと速記を止めて。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○宮本邦彦君 この2の事項ですが、「市町村の区域をこえない区域」というのは、今川俣さんの御説明で意図す

○委員長(片柳眞吉君) ちよつとと速記を止めて。

○委員長(片柳眞吉君) 速記を始め

○宮本邦彦君 この2の事項ですが、「市町村の区域をこえない区域」というのは、今川俣さんの御説明で意図す



庁のほうと折衝いたしましたして、できるだけ安くこれをきめてもらうように、又県によりましては無手数料でやつてくれるような、そういう便宜も図つてやつてもらいたいというふうにも考えておりました、そういう折衝をする予定にしております。

○委員長(片柳眞吉君) 本法律案につきましては、まだ御質疑があると思ひますが、次回の委員会におきまして残余の質疑を終わります、直ちに討論、採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(片柳眞吉君) 御異議ないと思ひます。

○委員長(片柳眞吉君) 次に、農業移民の件を議題にいたします。我が国の国情におきまして、農業移民の伸張、拡大を図ることは極めて重要なことでありまして、これがためには先ず以て農業移民に関する行政機構を整備し、これが運用を適正ならしめねばならぬと存するのであります。従つて本日は農業移民に関する行政機構につきまして、従来農業移民に携わつておりました外務省及び農林省当局の所見を質し、續いて本問題についても今後の措置につきまして御相談をお願いいたしたいと存じます。本日の外務政務次官、外務省石黒参事官、外務省欧米局長、石井移民課長、農林省平川農地局長以上の四名が只今出席をされております。

○江田三郎君 移民問題の重要なこと、はかれこれ言ひが必要がないのですが、そこで私は外務省に先ずお尋ねしたいのですが、二十九年年度の農業移民の計画はどのような工合になつてゐるか、それを先ずお知らせ願ひたい。

○政府委員(小瀧彬君) 二十九年年度は予算の点で三千五百人ということをご予定いたしておりますが、これは全部が農業移民でもございませぬけれども、殆ど大部分三千五百人は農業移民と了解して頂いて差支ないと思ひます。

○江田三郎君 この行先はどういうところですか。

○政府委員(小瀧彬君) その大部分はブラジルでございますが、アルゼンチンへの移民も含んでおります。三千五百人のうち大体五百人程度がアルゼンチンに行くことになると思ひております。

○江田三郎君 ブラジルの移民については私もちよつと新聞で見たのですが、例の松原さんが非常に努力をされた。併しながら松原さんとしても今まで私財をなげうつてやつて来て、もはやどうにもならぬ、こういうことですから、松原さんとしても手をあげられたというふうなことが出ておりました、そういうことは一体どうなつてゐるのですか。

○説明員(石黒四郎君) 御説明申上げます。松原氏に対しては移民取扱のため、最小限度の事務費は政府が委託事務費として差上げてゐるのであります。松原氏が非常に何と言いますか、心配されておられますのは、移民取扱の事務費ではございませぬので、向うへ参りました農民の人たちが当初必要とする生活並びに営農資金の調達の問題だつたのであります。これは個人個人によつて違ひますが、或る人はお金を持つて参りました人もございませぬ。

或る人は殆んどお金を持たずに行つた人もございませぬ。できるだけこれらにブールいたしまして、同一の植民地におきましては助け合つてやつてゐる場でありまして、どうしても足りない場合には松原氏が斡旋者として金融を付けてやらなければならなかつたのであります。これも又勿論ブラジル側の施策如何にもかかることございませぬ、それほど松原氏が心配しなくてもいい植民地もございませぬ。と申しますのは、ブラジル政府が二十万、十万という金を貸してくれたところもございませぬ。くれなかつたところもございませぬ。それを貸してくれたところもございませぬ。松原氏がその心配をしてやらなければならなかつたのであります。松原氏が非常に私財をなげうつてと言われ、それはその点でございませぬ。必ずしも私財をなげうつたのではございませぬが、松原氏の信用において銀行から金融を得て面倒を見たというところでございませぬ。なお新聞には相当誇大に報告されて、松原氏が手をあげたやうなことが伝えられておられますが、それは事実ではございませぬので、そのようなことは私たちが現場の責任者からは報告を聞いておりませぬ。

○江田三郎君 今のお話で新聞は誇大だということですが、ともかくも松原というやうな個人が現地で金を立替へない、貸してやらなければやつて行けないやうな非常に不安定な条件で送られてゐる移民の多いわけですか。

○説明員(石黒四郎君) 今申上げましたやうに場所によりましてはブラジル政府側からの援助のありませぬところは、そ

んなに松原氏が気をもまなくてもよろしい、援助がございませぬところにおいて、そういう問題が起つたのでございませぬ。従つて全部とは申上げる必要はございませぬ、一部でございませぬ。なお松原さんと俗に申しておりますが、松原氏を主班として拓殖協同組合ができて、その組合が今の仕事をいたしておるわけでありませぬ。

○江田三郎君 松原氏が今まで私財を出してゐるといふのは、額はどのくらいか知れませんが、それは一体どういふやうに外務省としてはお考えになつてゐるかといふことが一つと、それからブラジル政府の援助のないところへ行つた者については、今お話のやうな個人で金を出して上げなければならぬ、これは最初送られるときから外務省のほうでも十分調査をしておられると思つておるのですか、その点初めからわかつておることなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○説明員(石黒四郎君) それはいろいろ問題がございませぬのであります。一番大きい問題は入植する時期が少し遅れましたことでございます。そのために植付の時期を失して収穫が遅れた、なおその収穫をいたします前に、山を伐り、林を伐り開きまして開墾するわけでありませぬが、それも雨季にかかりましたためにうまく行かなかつたといふやうなことで、急いでやつたものでありますから、向うへ到着いたします時期に齟齬を来たしたといふことが一番大きな原因であつたのであります。我々も入りませぬ人たちはできるだけ個人的に用意もいたすやうに要望しておつたのであります。従つてできる人は用意して参りましたが、

できない人もございませぬ。それからもう一つはブラジル側が、先ほど申上げましたやうに補助してくれるところと、くれなかつたところとあると申上げましたが、これは一つの政府でおかしいやうでありませぬけれども、その植民地植民地の事情によりまして、そこまで面倒見れる場所とそうでない場所とあつた、その点におきまして、ブラジル側が、我々が期待しておつた大体して上げるという口約束はいたしておつたのであります。金の関係でできなかつたといふことも一つの原因でございませぬ。

○江田三郎君 いずれにしても、出発の時期が遅れたとか、何とか今理由を説明されませぬけれども、結論として出て来ることは、外務省として慎重な計画を欠いておつたといふことは言えると思つておるのですが、それはお認めになりませぬか。

○政府委員(小瀧彬君) 昨年は初年度でありましたので、いろいろ御指摘のやうな手遅れも生じたことは非常に遺憾に存じます。併しこの経験によりまして、我々のほうとしては今度この選出につき、又向うでの着後の事務とか、いろいろな方面でも、予算も十分にはございませぬけれども、昨年よりも大分よくなつて参りましたので、今後はこういう手遅れを生じないやうに、現に係官も先方へ派遣して現地の大使館或いは総領事館と連絡していろいろ調査をされておられますので、これからは絶対そういうことのないやうに十分取計りに注意いたしたいと思ひます。

○江田三郎君 こういう点どうも私も移民といふのは何しろ遠方へ出て行

かれて、現地で困つたということになると、全くこれは内地で困つたというのとは違ふので、よし、よほど慎重でなければならぬと思ひます。この点今話に出ましただけでなしに、一体行く人が農業移民としてどれだけの資格を持つてゐるか、こういうこともよほど慎重でなければならぬ。或いは政府のほうで渡航費等の貸付をされる、そういうことについても果してそういうものをやつてしまふのならよろしいけれども、貸すということになるのだと、それが返つて来るのかどうかということもよほど慎重に検討して行かなければならぬと思ふ。又どういう方法で返すかということも問題になると思ふのです。さういふ問題について私どもどうしてこの移民問題というものは、朝野のいづ／＼な総力を結集してかかつて行かなければならぬと思ふのですが、一体外務省としてはこの移民問題は外務省だけでおやりにならうと思ふおるのですか。それとも関係官庁との関係を別にお考えになつてゐるのですか。その点どうでしょう。

○政府委員(小瀧彬君) この問題はいろいろの委員会でも御質問を受けた点であります。外務省といたしましては、勿論全部内地の出先を持つておるわけでもございませぬし、地方自治団体、殊に直接関係のある農林省或いは更に民間の各方面の援助を受けなければならぬということも十分理解しておるものであります。現に農林省との間におきましては、募集などについての事務の調整を如何にするかということと話を進めておるのであります。又海外協会連合会ができましたのに対して、一部には御異論もあるやに聞いております。けれどもこれは現地のほうでもやはり政府が直接やるよりも、或るべく民間団体にしてもらいたいという強い希望がありましたし、又官庁が直接いづ／＼の面に実務をやつて行くということは、現在の行政簡素化の建前上、又民間の総意を動かし、又その発意を十分に活用するということ味において如何かと思はれる点もあり、さうした意味で対外的な面、又今御指摘のような各方面の援助を受ける、協力を受けるという意味でも、これが一番至当であるという考えで、この四月からさうした協会ができてきたのであります。農林省はもとよりのこと、府県とか、或いは地方の農業関係の団体、或いは青年団であるとか、或いは婦人の団体とか、いづ／＼の地方の団体もございしますので、さうした団体が全部一緒になつて協力して頂けるようにという趣旨で、今施策を進めておる次第でございします。

○江田三郎君 今お話が出ました何ですか、海外協会ですか、この海外協会というものはその財源はどこから求めるわけですか。  
○政府委員(小瀧彬君) これは民間からの基金も出してもらいますし、それから事務の委託につきましては外務省のほうから委託費を出すということも進んで行きたいと思つておるものであります。  
○江田三郎君 その事務の委託の内容と委託費というものは二十九年度予算でどうなつておりますか。  
○説明員(石黒四郎君) 外務省全体といたしまして、委託事務費三千万円を持っております。これは国内、国外を通じて三千万円でありまして、国外のほうは移民を受入れてくれます先々にこれを配付いたさなければなりません。  
○江田三郎君 海外協会というものは、それだけの事務をされて、それだけの委託費を出すわけですか。  
○説明員(石井壽君) 私から御説明申し上げます。海外協会連合会は移民実務に關する一切の裏面を外務省から委託を受けておることにあります。内容を申上げますれば、先ず第一に啓蒙、宣伝、それから募集、選考、資金の貸付、回収、それからいづ／＼な調査、さうした一切の事務を引受けておることになつております。それに対する委託費として予算に計上して御決議頂きましたものが六百九十七万二千円になつております。

○江田三郎君 今海外協会連合会というものがなすべき仕事があるということとは私も了解できますけれども、例へばこの農業移民の選考というようになことをこの民間団体がやるのが果して適當なかどうか。これは農業移民ということになると、これらの海外協会連合会というものがどれだけ一体農業について知識を持つておるのかということ。それから一体どれだけ農業団体と繋がりがあるかということ、出て来る農民の問題についてどこまで知つておるかということについて私は非常に不安に思つておるのですが、何しろ六百九十七万円という大きな金をこの連合会へ出しておられる、さういふふうなことは今まで農林省でやつておつたのではないのでございしますか。  
○政府委員(小瀧彬君) 昨年まで農林省にお願ひしておりましたが、さつき申しますような考慮によりまして、この種多な実務のほうは海外協会のほうでやつてもらふ、さうして勿論農林省及び農林省と深い関係のある農協の協力を得なければならぬのであります。が、それかといつて、農業移民と申しましても、ただ農業の面だけで考えることもできない、いづ／＼な始末もあるんで、府県知事は相当数地方の海外協会の会長をしておられるかたもありませんし、農業団体のみならず、他の団体からも助けを借りなければならぬという意味で、さういふ制度にいたしたのであります。勿論十分農林省關係の方面から協力を受けるなければならぬわけでありまして、さうした実務は海外協会でもやらせるという方針にいたしておるのであります。

○森田豊壽君 関連して……農林省の協力ということを非常におつしやつておられますが、海外移民協会というんですか、さういふ団体は、その構成は外務省が全部握つたものであります。その構成員というものは、農林省から入つておるんですか、入つてないんですか。農林省から専門家が入つていて、そこでそれじや扱はせるといふことなのか、協力ということは外の協力であつて、内部には一切外務省が入るといふことでありまして、その点を一つ。  
○政府委員(小瀧彬君) 詳細は係の課長から説明したほうがよろしいかと思ひますが、私の承知しておりますところでも、小平さんというのは、農林省の農林次官をしておられたかたださうであります。お入りになつておられます。又農林省にお願ひいたしました、農林関係のかたを御推薦を願つておるような次第であります。これは元々外務省が、さういふように作つてもらわなければならぬというの、押付けたものではなくして、前から移民について経験を持たれ、又非常に熱意を持つたかたが、いづ／＼地方でもさうした仕事に携はられて、さうしてそれが總括的に連合会を設けたほうがいいというふうな意向を持たれまして、さうした移民についての立派な先覚者の人に入つてもらふという意味で、各方面から協力を仰ぐということにいたしました。殊に又政黨關係におきまして、殆んど各派のかたが入つておられるのであります。(その理由に「ならない」と呼ぶ者あり)又参議院のほうの会派についてもできるだけ協力を得、全部が協力して頂くという態勢を進めたいというふうな考へております。

○重政廣徳君 今の海外協会がどんな機構で、どういふ規模を持つてゐるか私から知らぬのですが、實際問題として、入植する土地の調査とか、何とかいふのはどういふ工合にやつておられるのか。或いは技術者等全部さういふ専門家が揃つてゐるか。考へようによつては、行政機構の簡素化じやない。一つ又大きなものを作るよふな思想になつてゐるというように私は考へる。今ある設備を僕は十分に活用したならば新しいものを作る必要はない。勿論啓蒙宣伝とか、何とかいふさういふ方面にはさういふ有力機関も必要ですけれども、内地の移民は御承知のように北海道が主たるものです。北海道移民は、これはやはり農林省の専門家が持つて土質から何か十分な調査をする。さうすれば農民はその線で、協同組合とか、いづ／＼各県の農協的な専



ないか一体農林省の局長はこの予算は何に使う予算なんですか。農林省と小瀧さんと両方答えて見て下さい。おかしいじゃないですか、これは……。

○政府委員(小瀧彬君) いや私からお答え申し上げます。外務省のほうは御承知のように外務省の設置法で移民関係の事務を取扱うことになっておりまして、そこで勿論対外的の施策も必要であり、又その施策を執行して行く上に必要な、送出、送り出す、或いはそれを募集するというにも全然無関係ではあり得ない。外務省としてはそういう方面にもタッチしなければ本當の移民政策というものは実行できないと思つておられるので、そうした意味において今海外協会をその実施機関として、これを事実上はそうした任に当らせるといふ方針で進んでるわけでありまして。農林省はそうした農業移民について予算面でされたところを実施せられる。そこで私が先ほど申しましたように、その点において協力関係をどういふようにするかという点について具体的な話合をしよう、具体的に話をまとめようというので、現に双方で努力いたしておることを申し上げます。

○江田三郎君 局長ちよつと待つて……。その前に小瀧さんにもう一遍聞きますが、あなたの該博な知識で少しお答え願いたいと思つてますが、私どもの知る限りでは外国で、それ／＼移民をやつておる国がありますが、そういう国においても国内の募集から選考から、何から何まで外務省一本でやらなければならずというふうな方針をとつておるところはないと私は思つておるんです。その点どうでしょう。だ

からそういうことが、この外国の例から見ても、当然国内の仕事は農林省の今までやつておる仕事を継続して行けばいいんであつて、或いは農業団体あたりの協力したところで、海外移民の協会の協力するか、私はあやしいものだと思つておる。そこで国の予算としてもそういうことを考えられて、国内の募集については只今あなたがお認めになりましたように、農林省へ予算を付けておられると思つておる。それをあえて一本にしなければならぬというの、一体どこの国の例でそういうことを言われまするか、外国の例を見ても、そうなつていないじゃないんですか。

○政府委員(小瀧彬君) 私ども外国の例によつてやろうとしておるわけではございません。ただ同時に日本の特殊な立場、十年以上ブランクがあつた、そして又日本のいろんな生活様式なり、風習というふうなものも、ヨーロッパと南米との関係などに比しますれば相当相違があるというふうな点もございまして、この移民が今後成功いたしますように、現地側の意向というふうなものもいろいろ、勘案いたしまして、そして受入国においても間違ひを起さないように、そうするためには全然募集のことは放つておいてもいいということには参らないのでありまして、その点についても外務省としては十分注意を怠らないようにしなければならぬ。そうした意味においてこの連合会も外務省のほうで、これに対して発言権を持つということが必要であり、又それが効果的であると考へて、協会にこうした事務を委託した

ようなわけでありまして。  
○江田三郎君 どうもあなたの答弁は少し苦しいようですが、海外のことはどうでもよろしい、日本は日本の立場も、あとの点は甚だ以てどうも合点が行かないのですが、この協会についても、これは海外協会のほうで移民の募集をやるということになると、勢い海外協会がない府県ではそういう募集ができないということになると思つておる。その点この移民を出したかつたら海外協会を作れというふうな、半ば強制もあるように私どもはちよつと聞いたことがあるのですが、先ほどの説明員の話では誠に自然発生的にすらすらとできておるというのですが、そういう強制をされたことはありませんか、又海外協会のない府県からでも移民は出せませんか、出していただけますか。

○政府委員(小瀧彬君) 強制したことはいりません。現に御指摘のように海外協会のない県もございまして、そのほうは県のほうで取計らいをしていられるというのが現状であります。  
○江田三郎君 なお海外協会のことについて資金の貸付とその回収をやるという点ですが、一体この貸付ける額が、それからそれを回収をやるのか、一体この返す責任者は誰になるのか、個人でやるのか、海外協会が責任者になるのか、それから若し返らなかつたときには、あなたの先ほどの説明のように、この海外協会が貸付なり回収をするということになると、その辺の責任の所在は一体どうなつておるのか、その点はどうですか。

○説明員(石井喬君) 私からお答へ申

上げます。貸付のトータルにつきましては、三千五百人のうち単価が大体九万三千円、これは少し昨年より減つておりますが、そのほかに遠いところへ参ります、例えばアルゼンチンに参りますものは十万円を少し超えるというふうなことで、全体で三億二千万円強になつております。この金を海外協会連合会が責任を持って貸付け、それを回収する責任を持つておられますけれども、海外協会連合会がよく移民の状態を見まして、よろしいというものにはこれを貸付けて出してあります。但し貸付と申しましても移民に金を渡すわけではございませんで、これは渡航費だけでございまして、連合会からこれは船会社のほうに流れる恰好になります。契約としては移民に貸付けることになつております。それから回収の問題でございまして、回収につきましても、将来はこの海外協会連合会というものが、いざ現地にまでも出た参らなければならぬと思つておる。その時期になりますまでは、先ほど政務次官からお話がありました現地の受入機関であります、例えば日本拓殖協会でありまして、アマゾンでありますればアマゾン拓殖協会でありま

すとか、そういうものが送付機関と契約をいたしまして、これを回収してこちらに返すということになつております。その会社につきましても、目下のところは据置期間中ございまして、殊にブラジルにおきましては五月、六月頃が収穫期になつて参ります。また今年度の回収は五百万円程度の利子が入つておる程度に過ぎませんが、我々の見通しといたしましては、利子の支払いはできますし、五年ほど経ちます

れば十分に独立できると思つておる。回収は大部分でできると思つております。ただ中にはその主人が死んだとか、或いは非常な災害を受けましたとかというふうなことで、なか／＼自立できないというものも出て参ると思つておるが、これにつきましても別途措置を考へなければならぬというふうな思ひます。  
○委員長(片柳眞吉君) ちよつと速記を止めて下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(片柳眞吉君) 速記を始めて下さい。  
○江田三郎君 そこでこの三億二千万円というふうな、これは大きな金ですが、これをこの海外協会連合会で貸付け、これをやるというんですが、一体どういふふうな、一つの民間団体がそんな大きな金について責任を負うということとは、一体どういふ法的根拠を持つておるのかということ。それから大蔵省あたりでは、これについてはどういふ見解を持つておるのか、大蔵省のこの責任ある人の考へ方はどうなつておるのか、それはどうでしょう。  
○政府委員(小瀧彬君) 大蔵省のほうから参つておりませんが、これは勿論御指摘のように今後法律的な措置もとらなければならぬと存じますが、まあ取りあえずスタートいたしましたして、外務省の委託を受けて、外務省が直接やるべかりしところを、その代行機関と申しますか、委託機関をしてその実務をとらせるという性質のものとしておられます。  
○江田三郎君 これは今日いろいろ問題が新しく出て参りますが、この次に

○委員長(片柳眞吉君) それではこの問題は更に審議を続行することにしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散会

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本中央競馬会法案

日本中央競馬会法案

日本中央競馬会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 管理(第七条―第十九条)
- 第三章 業務(第二十条―第二十二條)
- 第四章 会計(第二十三条―第三十條)
- 第五章 監督(第三十一条―第三十四條)
- 第六章 解散(第三十五条)
- 第七章 罰則(第三十六条―第四十條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)により競馬を行う団体として設立される日本中央競馬会の組織及び運営について定めるものとする。

(法人格)

第二条 日本中央競馬会(以下「競馬会」という)は、法人とする。(事務所)

第三条 競馬会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 競馬会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 競馬会の資本金は、競馬会の成立の際現に国営競馬特別会計に属している動産(政令で定めるものを除く)及び不動産の価額の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 前項の財産の評価については、政令で定める。

(登記)

第五条 競馬会は、政令の定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 競馬会でない者は、日本中央競馬会という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第二章 管理

(定款)

第七条 競馬会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する規定

五 役員の数及び職務の分担に関する規定

六 理事会に関する規定

七 運営審議会に関する規定

八 業務

九 剰余金の処分及び損失の処理

に關する規定

十 準備金に關する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

(規約)

第八条 競馬会は、定款で定められている事項を除き、左に掲げる事項については、規約で定めなければならない。

一 競馬の施行に關する規定

二 馬主、馬及び脚色の登録に關する規定

三 調教師及び騎手の免許に關する規定

四 入場料に關する規定

五 会計に關する規定

六 役員に關する規定

七 競馬会は、規約を定めようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(役員)

第九条 競馬会に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事八人以内及び監事三人以内を置く。(役員職務及び権限)

第十条 理事長は、競馬会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長を補佐して競馬会の事務を掌理し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、定款の定めるところにより、競馬会を代表し、理事長及び副理事長の職務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長の職務を代行する。

4 監事は、競馬会の業務を監査する。

(役員任命)

第十一条 理事長、副理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二条 理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、三年以内において定款で定める。

2 理事長、副理事長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

3 理事長、副理事長、理事又は監事が欠けたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格事項)

第十三条 左の各号の一に該当する者は、理事長、副理事長、理事又は監事となることができない。

- 一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者若しくは復権を得ない者
- 二 懲役又は禁錮に処せられた者
- 三 旧競馬法(大正十二年法律第四十七号)、旧地方競馬法(昭和二十一年法律第五十七号)又は競馬法に違反して罰金に処せられた者
- 四 国務大臣、国会議員、政府職員(内閣人事委員会の指定する

非常勤の職員を除く)又は地方公共団体の議会の議員

五 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む)

六 競馬会に対する物品の売買、施設の提供若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む)

(役員兼職の禁止)

第十四条 理事長、副理事長、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 競馬会と理事長、副理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が競馬会を代表する。

(理事会)

第十六条 左に掲げる事項は、理事長、副理事長及び理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。

一 収支予算及び事業計画

二 収支決算

三 定款の変更

四 規約の設定及び変更

(運営審議会)

第十七条 競馬会は、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、理事長の諮問に

応じ、競馬会の業務の運営に關す

る重要事項を調査審議する。

3 理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。

4 運営審議会は、競馬会の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

第十八条 運営審議会は、委員二十人で組織する。

2 運営審議会の委員は、左に掲げる者のうちから、農林大臣が任命する。

一 競馬会が行う競馬に關係する馬主

二 競走馬の生産者

三 学識経験を有する者

3 第十二条の規定は、運営審議会の委員について準用する。この場合において、同条第一項中「三年以内」とあるのは、「二年以内」と読み替へるものとする。

(民法の準用)

第十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不行爲能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、競馬会に準用する。

第三章 業務

(業務の範圍)

第二十条 競馬会は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 競馬を開催すること。

二 馬主、馬及び服色を登録すること。

三 調教師及び騎手を免許すること。

2 競馬会は、前項に掲げる業務の

外、左の業務を行うことができる。

一 競走馬を育成すること。

二 騎手を養成し、又は訓練すること。

三 その他競馬の健全な發展を図るため必要な業務

(事業計画)

第二十一条 競馬会は、省令の定めるところにより、事業計画を作成し、農林大臣に提出してその認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(事業年度)

第二十二条 競馬会の事業年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第四章 会計

(予算)

第二十三条 競馬会は、毎事業年度、省令の定めるところにより、収入及び支出の予算を定めてこれを当該事業年度の開始前に農林大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2 競馬会は、前項の認可を受けた予算を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(借入金)

第二十四条 競馬会は、借入金をしようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十五条 競馬会は、左に掲げる方法以外の方法によつて業務上の

余裕金を運用しようとするときは、農林大臣の許可を受けなければならない。

一 金融機關への預金

二 國債その他省令で定める有価証券の保有

(財産の処分等の制限)

第二十六条 競馬会は、農林大臣の許可を受けなければ、その所有する不動産を譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(國庫納付金)

第二十七条 競馬会は、政令の定めるところにより、競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十に相當する金額を國庫に納付しなければならない。

2 競馬会は、毎事業年度、政令の定めるところにより、剰余金の二分の一に相當する金額を國庫に納付しなければならない。

(損失てん補準備金)

第二十八条 競馬会は、政令で定める額に達するまでは、毎事業年度、剰余金の十分の一以上を損失てん補準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(特別積立金)

第二十九条 競馬会は、第二十七条第二項の規定による納付及び前条第一項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立てなければならぬ。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。

(収支決算書等の提出)

第三十条 競馬会は、毎事業年度の収支決算書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれらに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二月以内に、農林大臣に提出しなければならない。

第五章 監督

(監督)

第三十一条 競馬会は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、競馬会に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(理事会への出席等)

第三十二条 競馬会の監督に関する事務をつかさどる農林省の職員であつて農林大臣の指定したものは、競馬会の理事会その他の會議に出席して意見を述べることができる。

(役員等の解任)

第三十三条 農林大臣は、競馬会の役員が第十三条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、競馬会の役員が左の各号の一に該當するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの法令に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき。

三 前二号に掲げる場合の外、競馬会の役員として不適当と認められるとき。

3 前項の規定は、運営審議会の委員の解任について準用する。

(報告及び検査)

第三十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、競馬会に対して報告をさせ、又はその職員にその事務所若しくは競馬場その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(解散)

第三十五条 競馬会の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十六条 競馬会の役員又は職員が、その職務に關して、賄物を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄物は、没収する。その全部又は

一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三十七條 前條第一項に規定する賭博を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 左の場合には、その違反行為をした競馬会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。  
一 この法律により農林大臣の認可又は許可を受けなければならぬ場合において、その認可又は許可を受けなかつたとき。  
二 第五條第一項の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。  
三 第二十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。  
四 第三十一條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。但し、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。  
（競馬会の設立）

2 農林大臣は、設立委員を命じて、競馬会の設立に關する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款並びに最初の事業年度の収支予算及び事業計画を作成し、これを農林大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

4 農林大臣は、競馬会の設立前に、競馬会の理事長を任命する。

5 附則第三項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を理事長に引き継ぐとともにその旨を農林大臣に報告しなければならない。

6 理事長は、前項の規定による事務の引継を受けたときは、政令の定めるところにより、設立の登記の申請をしなければならない。

7 競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。  
（財産の承継及び出資）  
8 第四條第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の同營競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。

（登録税法の特例）  
9 前項の規定による同營競馬特別会計からの不動産の承継による所有権の取得の登記については、登録税を課さない。  
（競馬法の一部改正）  
10 競馬法の一部を次のように改正する。  
本則中「政府」を「日本中央競馬会」に改め、「同營競馬」を「中央競馬」に改め、「同營競馬」を「中央競馬」に改める。

競馬」に改める。  
第四條を次のように改める。  
第四條 削除  
第十一條の二を削る。  
第十八條中「省令で定める」を「農林大臣の認可を受けて定める」に改める。  
第十八條の次に次の一條を加える。

（中央競馬の停止）  
第十八條の二 農林大臣は、日本中央競馬会が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して中央競馬を行つた場合には、日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命ずることができ、  
第二十四條を次のように改める。

（秩序の維持費）  
第二十四條 競馬場内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保するため必要な事項は、政令で定める。  
第二十九條中第二号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
二 日本中央競馬会の役員及び職員にあつては、中央競馬の競走について

（経過規定）  
11 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十三條から第十五條までの規定により受けていた登録は、改正後の同法の相当規定に基づいて受けたものとみなす。  
12 この法律の施行の際現に改正前の競馬法第十六條の規定により受けていた免許は、その有効期間中は、改正後の同法の相当規定に基づいて受けたものとみなす。

13 附則第十項の規定による競馬法の改正前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（同營競馬特別会計法の特例）  
14 昭和二十九年度における同營競馬特別会計法（昭和二十四年法律第四十二號）の規定の適用については、同法第六條に規定するものの外、第二十七條の規定による競馬会からの国庫納付金をもつて同營競馬特別会計の業務勘定の歳入とし、中央競馬の監督に要する経費をもつて同勘定の歳出とするものとし、同法第七條第一項中「地方競馬の監督」とあるのは、「中央競馬及び地方競馬の監督」と読み替へるものとする。

（所得税法の一部改正）  
15 所得税法（昭和二十二年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。  
第三條第十号中「及び飲書復旧事業団」を、「飲書復旧事業団及び日本中央競馬会」に改める。  
（法人税法の一部改正）  
16 法人税法（昭和二十二年法律第二十八號）の一部を次のように改正する。  
第四條第四号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改める。  
（登録税法の一部改正）  
17 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。  
第十九條第七号中「日本放送協会」の下に「日本中央競馬会」を、「放送法」の下に「日本中央競馬会法」を加える。

（地方税法の一部改正）  
18 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。  
第八十條第一項第三号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会及び日本中央競馬会」に改め、第百十一條の七に次の一號を加える。  
十一 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第 号）附則第八項の規定により日本中央競馬会が国から不動産を承継する場合における当該不動産の取得

（国家行政組織法の一部改正）  
19 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十號）の一部を次のように改正する。  
別表第二の農林省の項中「畜産局一農馬部」を削る。  
（行政機関職員定員法の一部改正）  
20 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六號）の一部を次のように改正する。  
第二條第一項の表の農林省の項中「二三、七四二人」を「二三、二七七人」に、「七一、三八四人」を「七〇、九一九人」に改め、同表の合計の項中「六三三、〇四九人」を「六三二、五八四人」に改める。  
（農林省設置法の一部改正）  
21 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三號）の一部を次のように改正する。  
第三條中第十号を次のように改める。  
十 中央競馬及び地方競馬を監督すること。

第四号中第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九 獣医師及び装蹄師の免許をすること。

四十 日本中央競馬会に対し、中央競馬の停止を命じ、その他これを監督すること。

第五号第二項中「畜産局に競馬部を」を削る。

第十一号第一項第十一号を次のように改め、同条第二項を削る。

十一 中央競馬及び地方競馬の指導監督を行うこと。

第十三号中「競馬事務所」を削る。

第三十号を次のように改める。

第三十号 削除

四月三日本委員会に左の事件を付託された。

一、木炭公営検査強化の立法措置に関する請願（第二〇三三号）（第二〇四五号）（第二〇五九号）

一、地方農地事務所事業所職員増員等に関する請願（第二〇五〇号）

一、家畜保健衛生所法廃止反対に関する請願（第二〇八五号）

一、砂糖の二重価格に関する請願（第二〇八六号）

一、購置資金に関する陳情（第五五五号）

一、木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情（第五六〇号）

一、酪農振興法制定促進等に関する陳情（第五六一号）

第二〇二三号 昭和二十九年三月二十二日受理

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者 福島県議会議長 蓮沼龍輔

紹介議員 田畑金光君

木炭の検査事業は、各都道府県が主体となつて実施し、生産技術の改善による森林資源利用の合理化を図り、山村経済の確保向上に資し、かつ、格付けによる流通取引の単純、公正化を推進する等、消費生活の安定、福祉を増進する国家的要請を持つてゐるが、この所要経費は、ことごとく、生産者並びに生産者の負担となつてゐるため、現在の県財政の現状から木炭公営検査は、存続の岐路に直面してゐる実情である。しかし木炭は、わが国の家庭燃料の王座を占め、山村における経済の基礎をなすと同時に、一般国民消費生活に至大の関連を持つものであるから、すみやかに、木炭公営検査強化に関する立法措置の実現を図らねばならぬと請願。

第二〇四五号 昭和二十九年三月二十四日受理

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者 長野県議会議長 下平躬四

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第二〇二三号と同じである。

第二〇五九号 昭和二十九年三月二十四日受理

木炭公営検査強化の立法措置に関する請願

請願者 福島市杉妻町 高田重作

紹介議員 近藤信一君

家畜保健衛生所は、農民が久しく渴望してゐた施設であつて、その成果もよくやくがかりつつあり、今後ますます

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二〇二三号と同じである。

第二〇五〇号 昭和二十九年三月二十四日受理

地方農地事務所事業所職員増員等に関する請願

地方農地事務所事業所は、日本全体の食糧問題及び農民の幸福や農業生産の完成に努力してゐるが、現場事業所における職員の定員不足と労働条件の劣悪さによつて、その任務遂行上に、幾多の不合理と矛盾をきたし、諸事業の遂行に阻害をきたしてゐるから、(一)この度の天引人員整理から除外すること、(二)わく外、わくわく外職員を解消して、正規職員に補充して行くこと、(三)未払い超過勤務手当を即時支給するとともに、人事院勧告を忠実に守る予算を組むこと、等地方農地事務所事業所における労働条件の改善について実現を図らねばならぬと請願。

第二〇八五号 昭和二十九年三月二十五日受理

家畜保健衛生所法廃止反対に関する請願(二通)

請願者 愛知県碧海郡依佐美村 長 丹羽権九郎外二十一名

紹介議員 近藤信一君

家畜保健衛生所は、農民が久しく渴望してゐた施設であつて、その成果もよくやくがかりつつあり、今後ますます

紹介議員 清澤俊英君

地方農地事務所事業所は、日本全体の食糧問題及び農民の幸福や農業生産の完成に努力してゐるが、現場事業所における職員の定員不足と労働条件の劣悪さによつて、その任務遂行上に、幾多の不合理と矛盾をきたし、諸事業の遂行に阻害をきたしてゐるから、(一)この度の天引人員整理から除外すること、(二)わく外、わくわく外職員を解消して、正規職員に補充して行くこと、(三)未払い超過勤務手当を即時支給するとともに、人事院勧告を忠実に守る予算を組むこと、等地方農地事務所事業所における労働条件の改善について実現を図らねばならぬと請願。

第二〇八六号 昭和二十九年三月二十五日受理

砂糖の二重価格に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇 東京菓子会館内 山本宗次郎

紹介議員 岡田宗司君

現在砂糖は、国内需要の約九十パーセントを輸入に依存しており、米穀に次ぐ重要物資であるが、精糖業者の自由販売に任じてゐるため、糖価は一方的に引き上げられ、国民生活に重大なる脅威を与へてゐるから、精糖業者の暴利を抑制し、一般国民の生活安定を計るため、粗糖輸入を政府の直営化し、価格は、一般家庭用と業務用の二重価格とし、原糖価格に加工費、利潤等を加算して、一般家庭は、一斤六十円から六十五円に、業務用は、六十五円から七十五円以内におさえるとともに、現在のような投機的機関下にある砂糖取引所を廃止せられたいとの請願。

第五五五号 昭和二十九年三月十三日受理

購置資金に関する陳情

陳情者 福島県知事 大竹作摩 外一名

昭和二十九年度において政府は、健全財政確立のため資金政策の一環として、購置資金として毎年貸出していたスタンプ手形による貸出を強引に引き締められるに聞か、購置資金は農村金融である関係上、購置資金は農村に貸出するよう取り計らわれたいとの陳情。

第五六〇号 昭和二十九年三月十五日受理

木炭公営検査強化の立法措置に関する陳情

陳情者 愛媛県議会議長 井部榮治

木炭検査の重要性にかんがみ、木炭公営検査の強化を図るため、すみやかに国庫助成に関する特別法制定の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五六一号 昭和二十九年三月十五日受理

酪農振興法制定促進等に関する陳情

陳情者 愛媛県議会議長 井部榮治

政府は、酪農の適地を選定し、その地域内における計画的かつ効率的な酪農の振興を促進すると共に牛乳取引の公正化を図り、もつて酪農経営の安定及び農業生産力の向上並びに総合的な食糧の増産に寄与する目的をもつて「酪農振興法案」を今国会に提案する由であるが、これは実に適切な措置であるから、本法案提出の既は、すみやかに成立せられたい。なお、適地選定に際しては、酪農適地としての諸条件を具備し、すでに酪農振興計画を樹立して適地指定の受入態勢も十分整備してゐる本県八幡浜市、宇和島市、東、西、南、北宇和郡、喜多郡を適地に指定せられたいとの陳情。

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

昭和二十九年四月二十三日発行

昭和二十九年四月二十三日発行

昭和二十九年四月二十三日発行

昭和二十九年四月二十三日発行

昭和二十九年四月二十三日発行

昭和二十九年四月二十三日発行